

平成 21 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社パワーアップ
(コード 3044 大証ヘラクレス市場)
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次
問合せ先 取締役管理部長 樽 茶 右 二
(TEL 089-921-0401)

当社の非公開化等のための定款一部変更 及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 21 日付「当社の非公開化等のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「4 月 21 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社の非公開化等のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について、臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記の通りいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の非公開化等のための定款の一部変更等の内容

当社は、4 月 21 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（以下において定義します。）の全部の取得（以下総称して「本定款一部変更等」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、種類株式（A 種種類株式）を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、上記①による A 種種類株式を 0.00000720679168047968 株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主から当社の全部取得条項付普通株式全て（当社が有する自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに、株主に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.00000720679168047968 株の割合をもって交付する。

2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案として付議され、原案通り承認可決されました。本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第 3 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案通り承認可決されました（本臨時株主総会第 2 号議案にかかる定款変更の内容は、4 月 21 日付当社プレスリリースの「Ⅱ. 種類株式発行に係る定款一部変更」記載の変更の内容の通りであり、本臨時株主総会第 3 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「Ⅲ. 全部取得条項に係る定款一部変更」記載の変更の内容の通りであります。）。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本定款一部変更等のうち②及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、平成21年6月12日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得に関する決定は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、原案通り承認可決されました。当該議案の内容は、4月21日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①によって設けられるA種種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき、0.00000720679168047968株を交付するものであります（かかる割当比率による割当の結果、当社の代表取締役社長大淵雅次及び株式会社J O Yを除く各全部取得条項付普通株主に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。）。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成21年6月12日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。但し、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社自身がこれを買取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に金400円（株式会社J O Yが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

4. 本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

なお、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場の上場廃止基準に該当いたしますので、当社普通株式は平成21年5月8日から同年6月7日までの間、整理銘柄に指定された後、同月8日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場において取引することはできません。

基準日設定公告	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
整理銘柄への指定	平成 21 年 5 月 8 日 (金)
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成 21 年 6 月 5 日 (金)
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成 21 年 6 月 8 日 (月)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	平成 21 年 6 月 11 日 (木)
当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 6 月 12 日 (金)

以 上